

市民税・都民税に関する 公的年金などからの 引き落とし(特別徴収)

1年目の方および
昨年途中で普通徴収
(納付書または口座
振替)になった方

給者の方(課税対象にならな
いため)
②引き落とし(特別徴収)
の開始時期は23年10月支払い
分から

③引き落とし(特別徴収)
の対象となる年金は老齢基礎
年金、老齢厚生年金、退職共
済年金など

④引き落とし(特別徴収)
の対象となるのは公的年金な
らば、23年4月支払い分の公
的年金など

⑤公的年金などからの徴収
方法は22年度が公的年金など
からの引き落としで、23年度
も引き続き引き落としの場合
は、23年4月支払い分の公的
年金などからの引き落とし
(仮徴収)となります

1年目の方、2年目
以降の方共通事項
◎仮徴収・特別徴収とは
市民税・都民税は、市民税・
都民税納税通知書で決定とな
り、7月に年金保険者(日本
年金機構など)へ市民税・都
民税の公的年金などからの引
き落とし(特別徴収)を依頼
します。このため4月・6月・
8月分は仮徴収となり、前年
度の2月に公的年金などから
引き落とし(特別徴収)され
た金額と同額を公的年金など
から引き落とし(特別徴収)

「引き落としの対象となる
方」引き落としの対象となる
年金「引き落としの対象とな
る市民税・都民税」について
は1年目の方と同様です。
①引き落とし(特別徴収)
の開始時期は23年4月支払い
分から

◎引き落とし(特別徴収)が
中止となる場合があります
引き落とし(特別徴収)開
始後、東久留米市外への転出
税額の変更、公的年金などの
支給停止などが発生した場合
は、引き落としが中止となり
普通徴収(納付書または口座
振替)により納めていただく
こととなります

65歳未満の公的年金
などを受給している方へ
65歳未満で公的年金などの
所得と給与所得があり、給与
所得の市民税・都民税が給与
から天引き(特別徴収)され
ている方は、公的年金などの
所得と併せて給与から天引き
することができません。希望す
る方は、勤め先の担当者に申
し込みを行ってください。勤
め先からの特別徴収への切り
替え申請に基づき、当市課税
課で処理を行います。なお、
給与所得に係る市民税・都民
税の納付方法が普通徴収の方
は、取り扱いの変更はありません。
詳しくは同課市民税係(内
線23333~23337)へ。

表1 公的年金などからの市民税・都民税の引き落とし
(特別徴収)を開始する年度の徴収

◆例えば年金に係る税額が1万8,000円の場合

徴収の方法	普通徴収(納付書または口座振替)		特別徴収(年金からの引き落とし)		
	6月	8月	10月	12月	2月
年金支給月	年税額の4分の1		年税額の6分の1		
納付額	4,500円	4,500円	3,000円	3,000円	3,000円

表2 公的年金などからの市民税・都民税の引き落とし
(特別徴収)2年目以降の徴収

◆例えば年金に係る税額が1万7,000円の場合

徴収の方法	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
年金支給月	2月に徴収した額と同額			年税額から仮徴収分を引いた額		
納付額	3,000円	3,000円	3,000円	2,800円	2,600円	2,600円

※公的年金などからの市民税・都民税の引き落とし(特別徴収)を開始する年度と、引き落とし(特別徴収)が継続する年度では、徴収方法が異なります。

遺族が年金として受給する
生命保険のうち、相続の課税
対象となった部分については
所得税の課税対象とならない
とする最高裁判所による判決
がありました。これに伴い、
生命保険会社などから保険年
金に関する通知を受けた方は、
税の更正などの請求のほかに、

所得税と市民税・都民税が返
還になる場合があります。
その場合、平成18年12月31
日以前に生命保険会社から相
続・贈与等に伴う保険年金な
どの支払いを受けたものにつ
いては、税務署に対する所得
税の更正などの請求のほかに、

返還請求には、税務署に
提出する書類一式の写しなど
が必要になります。
市での受付期間は10月3日
~25年9月30日の開庁日です。
詳しくは、所得税に関して
が東村山税務署 ☎042・3
94・6811(音声案内に
沿って2番を選択してくださ
い)、市民税・都民税に関して
が市課税課市民税係 ☎47
0・7777(内線2333
~2337)へ。

24年6月の開催に向けて
第16回環境フェスティバルの
実行委員を募集します

【費用負担】次の通り
①本人の23年度住民税が非
課税の方 費用1000円
②23年度の住民税は課税で
あるが、22年の合計所得金額
が125万円以下の方 費用
1000円
③本人の23年度の住民税が
課税の方または前記②以外の
方 費用2万510円
【必要な書類】住所・氏名・
生年月日が確認できる本人確
認書類(保険証または運転転

日本大震災に係る義援金など
については、以下のいずれか
で認められます。
ア 募金団体が交付した受
領証または預かり証
イ ①振込依頼書の控え、
または郵便振替の半券の原本
など②前記①の書類などに記
載された口座が募金団体の専
用口座であることが確認でき
る新聞記事、募金要綱など(募
金団体が日本赤十字社または
中央共同募金会以外の場合に
必要です)
ウ 募金団体が新聞社など
である場合、寄附者の氏名な
どを掲載した記事など
※これらの適用を受ける場
合、義援金などが被災地方団
体などに拠出されることが新
聞記事、募金要綱などで明ら
かにされていることが必要で
す。
詳しくは課税課市民税係
(内線23333~23337)へ。
※市役所窓口では取り扱
いできませんので、ご注意ください。
詳しくは社団法人東京バス
協会シルバーバス専用電話 ☎
03・5308・6950(午
前9時~午後5時) 西武バ
ス株式会社東久留米駅案内所
☎472・9061(午後2
時半~7時半)
またはファックス(470・7
800)、電子メール(Kank
yoseisaku@city.higashiku
rume.lg.jp)、同課(市役所5階)
へ直接持参してください。
【第1回実行委員会の開催
日時・会場】11月17日(木)
午後7時から、市役所7階7
02会議室(予定)
※申し込みの結果は11月の
第1週目までに、第1回実行
委員会の開催通知と併せてお
知らせします。
詳しくは同課 ☎470・7
753へ。

24年度税制改正の
主な内容

③同居特別
障害者加算の
特例の改組
扶養親族また
は控除対象配
偶者が同居の
特別障害者で
ある場合に、
扶養控除また
は配偶者控除
の額に23万円
を加算する措
置について、
前記①の改正
に伴い、特別
障害者控除額
(30万円)に
23万円を加算する措置に改め
られます
市民税・都民税に係る寄附
金税額控除の適用下限額が、
5000円から20000円へ
引き下げになります。
①地方自治体に対する寄附
(ふるさと納税)
次の(ア)と(イ)の合計
額が税額控除されます。
(ア)寄附金額12000
円×10割(市民税6割・都
民税4割)
(イ)寄附金額12000
円×(ふるさと納税)に係る控
除の適用を受ける場合、原則
として地方公共団体による受
領書が必要になりますが、東
東日本大震災に係る「ふる
さと寄附金」の取り扱い
「ふるさと寄附金」に係る控
除の適用を受ける場合、原則
として地方公共団体による受
領書が必要になりますが、東
東日本大震災に係る「ふる
さと寄附金」の取り扱い

発行手続きはお済みですか
東京都シルバーパス
東京都シルバーパスは満70
歳以上の都民を対象として、
都バス、都営地下鉄、都電、
都内民営バスを利用できるパ
スです。有効期限は発行日
24年9月30日です。
市に対する返還請求が必要で
す。返還請求には、税務署に
提出する書類一式の写しなど
が必要になります。
市での受付期間は10月3日
~25年9月30日の開庁日です。
詳しくは、所得税に関して
が東村山税務署 ☎042・3
94・6811(音声案内に
沿って2番を選択してくださ
い)、市民税・都民税に関して
が市課税課市民税係 ☎47
0・7777(内線2333
~2337)へ。

24年度税制改正の
主な内容

③同居特別
障害者加算の
特例の改組
扶養親族また
は控除対象配
偶者が同居の
特別障害者で
ある場合に、
扶養控除また
は配偶者控除
の額に23万円
を加算する措
置について、
前記①の改正
に伴い、特別
障害者控除額
(30万円)に
23万円を加算する措置に改め
られます
市民税・都民税に係る寄附
金税額控除の適用下限額が、
5000円から20000円へ
引き下げになります。
①地方自治体に対する寄附
(ふるさと納税)
次の(ア)と(イ)の合計
額が税額控除されます。
(ア)寄附金額12000
円×10割(市民税6割・都
民税4割)
(イ)寄附金額12000
円×(ふるさと納税)に係る控
除の適用を受ける場合、原則
として地方公共団体による受
領書が必要になりますが、東
東日本大震災に係る「ふる
さと寄附金」の取り扱い
「ふるさと寄附金」に係る控
除の適用を受ける場合、原則
として地方公共団体による受
領書が必要になりますが、東
東日本大震災に係る「ふる
さと寄附金」の取り扱い

24年6月の開催に向けて
第16回環境フェスティバルの
実行委員を募集します

【費用負担】次の通り
①本人の23年度住民税が非
課税の方 費用1000円
②23年度の住民税は課税で
あるが、22年の合計所得金額
が125万円以下の方 費用
1000円
③本人の23年度の住民税が
課税の方または前記②以外の
方 費用2万510円
【必要な書類】住所・氏名・
生年月日が確認できる本人確
認書類(保険証または運転転

日本大震災に係る義援金など
については、以下のいずれか
で認められます。
ア 募金団体が交付した受
領証または預かり証
イ ①振込依頼書の控え、
または郵便振替の半券の原本
など②前記①の書類などに記
載された口座が募金団体の専
用口座であることが確認でき
る新聞記事、募金要綱など(募
金団体が日本赤十字社または
中央共同募金会以外の場合に
必要です)
ウ 募金団体が新聞社など
である場合、寄附者の氏名な
どを掲載した記事など
※これらの適用を受ける場
合、義援金などが被災地方団
体などに拠出されることが新
聞記事、募金要綱などで明ら
かにされていることが必要で
す。
詳しくは課税課市民税係
(内線23333~23337)へ。
※市役所窓口では取り扱
いできませんので、ご注意ください。
詳しくは社団法人東京バス
協会シルバーバス専用電話 ☎
03・5308・6950(午
前9時~午後5時) 西武バ
ス株式会社東久留米駅案内所
☎472・9061(午後2
時半~7時半)
またはファックス(470・7
800)、電子メール(Kank
yoseisaku@city.higashiku
rume.lg.jp)、同課(市役所5階)
へ直接持参してください。
【第1回実行委員会の開催
日時・会場】11月17日(木)
午後7時から、市役所7階7
02会議室(予定)
※申し込みの結果は11月の
第1週目までに、第1回実行
委員会の開催通知と併せてお
知らせします。
詳しくは同課 ☎470・7
753へ。